

火山調査研究推進本部火山調査委員会
機動調査観測部会運営要領

令和 6 年 6 月 1 0 日
火山調査研究推進本部
火 山 調 査 委 員 会
機 動 調 査 観 測 部 会

(開催及び招集)

第 1 条 火山調査研究推進本部火山調査委員会機動調査観測部会（以下「部会」という。）は、必要に応じ開催し、機動調査観測部会長（以下「部会長」という。）が招集する。

(意見の聴取)

第 2 条 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(分科会)

第 3 条 部会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会に主査を置き、部会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 主査は、分科会の事務を掌理する。
- 5 主査に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。
- 6 分科会の運営に必要な事項は、各分科会において定めるものとする。

(部会の公開等)

- 第 4 条 部会は、原則として公開とする。ただし、審議途中である未整理の情報によって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合等、部会長が必要と認めた場合には、全部又は一部の議事を非公開とすることができる。
- 2 部会の会議資料及び議事要旨を公開する。ただし、部会長が必要と認めた場合には、非公開とした議事に係る会議資料及び議事要旨については、非公開とすることができる。